

倉敷市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年7月12日(水) 午前9時57分から午前10時29分

2 開催場所 倉敷市西中新田640番地

倉敷市役所 7階701会議室

3 出席委員 23人

会 長 8番 吉田 幸夫 委員

会長代理 2番 野口 國治 委員

会長代理 3番 田邊 洋樹 委員

委 員

1番 武本 章吾 委員 4番 矢野 秀典 委員 5番 三宅 健二 委員

6番 平松 頼雄 委員 7番 安田 茂 委員 9番 岸本 寛吾 委員

10番 三宅 健 委員 11番 古城 茂樹 委員 12番 中西 公仁 委員

13番 難波 朋裕 委員 15番 中川 逸実 委員 16番 藤田 壽則 委員

17番 山地 康弘 委員 18番 井上 保邦 委員 19番 香西 英雄 委員

20番 田中 博之 委員 21番 白神 正則 委員 22番 栗坂 豪 委員

23番 大村 孝志 委員 24番 小山 智子 委員

4 欠席委員 1人

14番 藤原 安信 委員

5 農業委員会等に関する法律第31条(議事参与の制限)に該当した委員

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画について

議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

議案第6号 農業経営基盤強化促進基本構想（倉敷市農業経営基本構想）の改定に係る意見書の提出について

議案第7号 倉敷市農業委員会の農地利用最適化推進委員の辞任について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第2号 農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第3号 農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第4号 農地法第18条の規定による通知について

報告第5号 農地法第4条の規定による許可の取り止めについて

報告第6号 農地法第5条の規定による許可の取り止めについて

報告第7号 農用地利用配分計画について

7 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局長 吉井 正二	事務局副参事 塩津 賢一	事務局課長主幹 中村 英樹
事務局主幹 林 孝子	事務局主幹 成田 裕次	事務局主任 小山 八穂子
事務局主任 宮本 幸典	事務局主任 大橋 浩直	事務局副主任 田中 和子

8 説明のために会議に出席した者の氏名

なし

事務局 塩津副参事	(開会 午前9時57分) 皆様おはようございます。 定刻になりましたので、ただ今から7月の総会を始めたいと思います。 総会の議事進行につきましては、倉敷市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、吉田会長、議事進行をよろしくお願いいたします。
吉田会長 (以下「議長」)	ただ今から、令和5年7月の総会を開会いたします。 ただ今の出席委員は23名です。 在任する委員24名の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。 皆様のご協力を得て議事進行させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。 す。 それでは、これより議事に入ります。 まず議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。 倉敷市農業委員会総会会議規則第12条第3項に規定する 議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
各委員	【異議なしの声】
議長	それでは、議席番号9番岸本寛吾委員と議席番号10番三宅健委員を指名いたします。 す。 なお、本日の会議書記には、事務局職員の大橋主任と田中副主任を指名いたします。 以上で議事日程第1を終わります。 続きまして、議案審議に入ります。 総会議案の1頁をお開きください。 議事日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題にします。 それでは、事務局から説明をお願いします。
事務局	【議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の説明】 小山です。それでは議案の説明をさせていただきます。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございますが、1 頁から5頁にかけて18件の申請がありました。 権利の種類の内訳は、所有権移転が16件、使用貸借権設定が2件です。 それでは、お手元に配付しております、「農地法第3条許可申請調査票」も併せて ご覧ください。 【議案第1号、1番から18番について調査票をもとに説明】 14番・15番につきましては、同一人による使用貸借権設定の案件です。使用借 人は仕事の都合で、倉敷市真備町地内の実家と、埼玉県内の住所地とを行き来してい ます。事情により埼玉県内の住所地に住民登録していますが、本人から提出された資 料と担当委員による調査を元に審議を行ったところ、倉敷市内に居住の実態があるこ とや、年間150日以上農作業従事日数の見込みが確認でき、申請地が効率的に利 用されると判断されることから、真備地区協議会において許可意見となりました。 このたびの案件について、各地区協議会でご審議いただきましたが、別紙調査票の とおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、すべての案件について異議なく 許可、とのことでした。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長	事務局の説明では、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の18件ですが、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可意見とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。
各委員	【異議なしの声】
議 長	異議なしということでございますので、議案第1号の、1番から18番までを、許可、と決定いたします。 続きまして、6頁をご覧ください。 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題にします。 それでは、事務局から説明をお願いします。
事務局	【議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」の説明】 中村です。説明させていただきます。 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」でございますが、6頁に1件の申請がございました。
	次にこの案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第4条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。 【議案第2号、調査票をもとに朗読・説明】 今回申請のありました1件についてですが、特に問題はなく許可意見とのことでした。また、許可意見とされた1件につきまして許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第4条第6項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。 この1件につきまして、地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可とのご意見でした。 ご審議の程、よろしく願いいたします。
議 長	事務局の説明がありましたが、農地法第4条の規定による許可申請の1件について許可意見とのことですが、皆さん、ご異議ございませんか。
各委員	【異議なしの声】
議 長	異議なしということでございますので、 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」の1番について、許可と決定します。 続きまして、7頁をご覧ください。 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題にします。 それでは、事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	【議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の説明】 中村です。説明させていただきます。 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」でございますが、7頁に4件の申請がございました。 次にこの案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第5条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。 【議案第3号、調査票をもとに朗読・説明】 今回申請のありました4件についてですが、特に問題はなく許可意見とのことでし

	た。また、許可意見とされた4件につきまして許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第5条第2項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。 この4件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可とのご意見でした。 ご審議の程、よろしくお願いいたします。
議 長	事務局の説明がありましたが、農地法第5条の規定による許可申請の4件は、全件許可意見とのことですが、皆さん、ご異議ございませんか。
各委員	【異議なしの声】
議 長	異議なしということでございますので、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の1番から4番については許可、と決定します。 続きまして、8頁をご覧ください。 議案第4号「農用地利用集積計画について」を議題とします。 それでは、事務局から説明をお願いします。
事務局	【議案第4号「農用地利用集積計画について」の説明】 林でございます。それではご説明させていただきます。 議案第4号の「農用地利用集積計画について」でございますが、1点訂正がございます。お手元の訂正表のとおり、利用権の設定を受ける者で「晴れの国岡山農業協同組合代表理事組合長」が石我均さんから内藤敏男さんに変更されたことに伴い、訂正するものです。 今回、8頁から14頁にかけて37件の貸借権設定及び1件の所有権移転が、農業委員会に提出されました。 まず、貸借についてご説明いたします。権利の種類の内訳は、賃貸借が5件、使用貸借が32件でございます。 また、利用期間につきましては更新が10件、新規が27件でございます。 今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農地中間管理機構の仲介によるものが6件、農地所有適格法人によるものが1件、その他は個人でございます。 借り手は耕作に必要な面積の下限を満たしており、農業専従者は、1人以上確保され、必要な農機具も所有しており、書類上の不備もございませんでした。 次に、14頁の所有権移転についてご説明いたします。 本件は公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団（農地中間管理機構）が行う農地売買等事業による所有権移転でございます。 この（農地売買等）事業は、農業経営基盤強化促進法第7条に基づき公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団（農地中間管理機構）が実施する事業で、公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団（農地中間管理機構）が農用地等を買入れ、認定農業者等に売渡しを行うことで、農業経営の規模拡大、農地の集約化を促進する事業でございます。 土地の所在は浅原1218地内の農地で、倉敷市青江の■■■■氏が公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団（農地中間管理機構）から買入れるもので、引渡時期は令和5年7月25日を予定しております。 本件は、当該事業の定める基準を満たしており、書類上の不備もありませんでした。 議案第4号の各案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、貸借及び所有権移転の計38件すべて承認が相当と判断いたします。

	なお、各地区協議会でご審議いただきましたが、すべて異議なく承認とのご意見でした。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長	事務局の説明では、議案第4号「農用地利用集積計画について」は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、全件承認とのことですが、皆さんご異議、ご意見はございませんか。
各委員	【異議なしの声】
議 長	異議なしということでございますので、議案第4号は、全件承認といたします。続きまして、15頁をご覧ください。 議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」です。 それでは、事務局から説明をお願いします。
事務局	【議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願についての説明】 成田です。議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」ご説明いたします。15頁に1番から4番までの4件の申請がありました。
	現地を確認したところ全てにおいて、畑や水稻の作付けができる状態であり、被相続人は生前農業経営を行っていたと判断されます。 また、すべての申請農地は、農業委員会の農家台帳上、耕作権の設定はありません。従いまして、いずれも相続人は相続税の申告期限までに、相続により取得した農地で農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められる者と判断可能であるため、特例の対象となる要件に該当するものとして、事務局では承認が相当と判断しました。 また、今回の調査内容について南、東、玉島の各地区協議会でご審議いただきましたが、特例の対象となる要件に該当するものとして、異議なく承認とのご意見でしたことをあわせてご報告いたします。 ご審議の程、よろしくお願いいたします。
議 長	事務局から説明がありましたが、議案第5号につきましては、承認することに皆さん、ご異議ございませんか。
各委員	【異議なしの声】
議長	異議なしということでございますので、議案第5号については承認とします。 次に、16頁をお開きください。 議案第6号「農業経営基盤強化促進基本構想（倉敷市農業経営基本構想）の改定に係る意見書の提出について」を議題とします。 事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	林でございます。それではご説明いたします。 議案第6号「農業経営基盤強化促進基本構想（倉敷市農業経営基本構想）の改定にかかる意見書の提出について」でございますが、地区協議会の中では、地域計画策定の進め方や農業振興施策について、幅広くご意見をいただきました。一方で、地区協議会では、農林水産課の職員から主な変更点について概要をご説明させていただきましたが、事前に改定案や新旧対照表等の資料をご案内できておらず、大変申し訳ございませんでした。

	内容について十分確認ができない中で改正案への、意見を求めるのは早急であり、いかがなものか、といったご指摘もいただきました。 議案第6号については、継続審議とし、改めて内容をご確認いただくお時間を設けた上で、変更案にたいするご意見をいただければと考えております。 地区協議会でお配りしました改定案について、改めてご確認ください、改定案の内容についてご意見がございましたら、本日お配りしております意見書に記載いただき、7月24日(月)までに、農業委員会事務局(または支所駐在)までご提出ください。なお、農地利用最適化推進委員の皆様には、別途郵送にてご案内いたします。 皆様のご意見を取りまとめて、改めて来月8月の地区協議会及び総会でお諮りしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。
議 長	事務局の説明では、議案第6号「農業経営基盤強化促進基本構想(倉敷市農業経営基本構想)の改正に係る意見書の提出について」は、保留とすることに、ご異議ございませんか。
各委員	【異議なしの声】
議 長	異議なしとのことですので、議案第6号は保留とします。 続きまして、18頁ご覧ください。 議案第7号「倉敷市農業委員会の農地利用最適化推進委員の辞任について」です。 事務局から説明をお願いします。
事務局	【議案第7号 倉敷市農業委員会の農地利用最適化推進委員の辞任についての説明】 林でございます。それではご説明いたします。 議案第7号「倉敷市農業委員会の農地利用最適化推進委員の辞任について」でございますが、提案理由でございますが、倉敷市農業委員会の農地利用最適化推進委員より辞任届が提出されたため、農業委員会等に関する法律第23条の規定により、農業委員会の同意を求めるものでございます。 辞任届出者は、難波毅推進委員、辞任理由は一身上の理由によるものでございまして、辞任届提出日は令和5年6月22日でございます。 農業委員会等に関する法律第23条の規定では「推進委員は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て委員を辞任することができる。」とされております。農業委員会の同意とは、農業委員会総会の議決によるものとされていることから、ご審議をお願いするものでございます。 ご同意いただければ、本日の総会の日をもって辞任となります。 また、このことにより倉敷南地区の推進委員が1名欠員となります。 欠員となった場合の補充につきましては、倉敷市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則第12条第1項の規定に「農業委員会は、解嘱、失職、辞任等により推進委員に欠員が生じた場合は、この規則に定めるところにより、速やかに補充に努めるものとする。」とされております。 事務局といたしましては、当該区域の業務に支障をきたすことがないように、速やかに募集したいと考えております。 募集期間は7月13日(木)から8月7日(月)までとし、周知は農業委員会ホームページ、JA連島支店へのチラシ設置を予定しております。 事務局からの説明は以上でございます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長	事務局から説明がありましたが、議案第7号につきましては、同意することに皆さん、ご異議ございませんか。
各委員	【異議なしの声】
議 長	異議なしということでございますので、議案第7号について同意とします。 審議案件は以上です。ここからは、報告案件です。 報告第1号から、報告第7号までを、事務局で一括して報告・説明をお願いします。
事務局	【報告第1号から第7号について報告・説明】 大橋です。報告いたします。 19頁をお開きください。 報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、19頁から26頁にかけて22件の届出がありました。 本件は農地法等の許可を要しない権利移動について、届出書が提出されたものでございます。 次に27頁をお開きください。 報告第2号「農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、27頁に6件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。 次に28頁をお開きください。 報告第3号「農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、28頁から33頁にかけて33件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。 次に34頁をお開きください。 報告第4号「農地法第18条の規定による通知について」でございますが4件の通知が農業委員会に提出されました。 以上1号は相続等による所有権、賃借権の取得に係る許可を要しない届出であり、2号から4号につきましては、地区担当の委員さんにご確認頂き、事務局長専決で事務処理を完了しております。 次に35頁をお開きください。 報告第5号「農地法第4条の規定による届出の取り止めについて」でございますが、35頁に1件の取り止め届が農業委員会に提出されました。 次に36頁をお開きください。 報告第6号「農地法第5条の規定による許可申請の取り止めについて」でございますが、36頁に1件の取り止め届が農業委員会に提出されました。 次に37頁をお開きください。 報告第7号「農用地利用配分計画について」でございますが、1件の利用配分計画が岡山県知事により認可されました。 本件は、農地中間管理機構である公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団が農地中間管理権を取得した農地において、借り手の変更により権利が移転されたものでございます。 報告案件については以上です。 ご確認のうえ、ご了承をお願いします。
議 長	事務局から報告がありましたが、ただいまの報告案件について、何かご質問がありますか。

各委員	【質問なしの声】
議 長	ご質問がないようですので、報告第1号から報告第7号については、すべて確認、了承いただきました。 以上で、すべての 議案審議、報告が終わりました。 事務局から何かありますか。
事務局	【事務局から連絡事項を伝える】 事務局から連絡事項をお伝えします。 (次回総会の日程案内など連絡) 以上です。
議 長	ありがとうございました。 皆様方には公私にわたり、ご多忙の中を総会にご出席をいただき、誠にありがとうございました。 皆様のご協力を得て無事、議事進行をすることができました。 次回総会は8月9日(水)です。 ご出席のほど、よろしくお願いいたします。 それでは、これにて散会いたします。 (閉会 午前10時29分)

倉敷市農業委員会総会会議規則第12条第3項の規定により署名・押印をする。

令和5年7月12日

倉敷市農業委員会

会長

署名委員

署名委員